

工場立地法における敷地外緑地等に関する基準

平成31年 4月 1日
宇 美 町

工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）運用例規集2-2-3②において、現に設置されている工場又は事業場（以下「工場等」という。）が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合に、工場立地に関する準則（平成10年1月12日 大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省告示第1号。以下「準則」という。）に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない場合における「当該工場等の設置の場所を管轄する市町村長の定める基準」を下記のとおりとする。

なお、この基準で使用する用語の意義は、法の例による。

記

以下のすべての要件をみたす場合に適用する。

- ①法に定める特定工場のうち現に設置されている工場等が生産施設の面積を増加させる場合、又は現に設置されている工場で届出対象でないものが増改築等で新たに届出対象となる場合。

（※新規立地の際は当該制度の対象外であるがその後の増設の際は利用可能。）

- ②工場が立地する同一敷地内に未利用部分がない場合。

（※未利用部分とは生産施設，緑地，環境施設，駐車場等に利用されておらず、将来も活用の可能性がない部分をいう。）

- ③敷地内と敷地外を合わせた緑地等により、以下の算式によって求められる緑地等面積率が、準則を満たす場合。

$$\text{緑地等面積率} = \frac{\text{工場等の敷地内緑地等面積} + \text{敷地外緑地等面積}}{\text{工場等の敷地面積} + \text{敷地外緑地等の敷地面積}}$$

（※敷地外緑地の所有形態は自己所有に限らず賃貸や自治体整備の公園に財政的負担をするといった場合も含む。また、緑地の規模及び形態については工場立地法で規定するものと同様とする。）

- ④敷地外緑地等が、宇美町内又は隣接する市町内に整備される場合で、当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すると認められるもの。